

(様式3)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		小 野 市					
プ ラ ン の 名 称		小野市民病院経営改革プラン					
策 定 日		平成 20年 12月 10日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	市立小野市民病院					
	所 在 地	小野市中町323					
	病 床 数	220					
	診 療 科 目	15科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		急性期で高度の医療を行う病院として、保健、福祉及び地域医療機関と密接に連携し、地域がひとつの病院として機能するような医療機関の構築を図り、医療の質の向上、医療・安全体制の強化、救急医療の充実、健全経営の推進に努め、市民のための地域中核病院としての使命を果たす。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		別紙-1					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	95.5	93.7	97.8	98.4	98.9	
	職員給与費比率	54.7	54.5	53.4	53.3	53.2	
	病床利用率	83.3	83.0	83.5	84.5	85.5	
上記目標数値設定の考え方		収入確保としては、DPCの導入、ドッグの充実、患者の確保(病診連携)他 費用削減として、診療材料5%削減、経費の3%削減、ジェネリック医薬品の導入他 (経常黒字化の目標年度:25年度)					

				団体名 (病院名)	小野市民病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
病診・病病連携の推進		0	0	一日入院3・外来5名の増	一日入院3・外来5名の増	一日入院3・外来5名の増	増加分
薬事管理指導料の強化		0	0	月130件の増	月130件の増	月130件の増	〃
栄養管理実施加算の強化		0	0	指導率30 90%へ	指導率30 90%へ	指導率30 90%へ	〃
ドッグの充実		0	0	日帰一日2 3人へ	日帰一日2 3人へ	日帰一日2 3人へ	〃
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入		地方公営企業法一部適用(現行)			
		事業規模・形態の見直し		急性期病院(220床)(現行)			
		経費削減・抑制対策		別紙-2			
		収入増加・確保対策		別紙-2			
		その他					
各年度の収支計画		別紙-3					
その他の特記事項	病床利用率の状況		88.0%	18年度	84.6%	19年度	83.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等		220床の現行 施設の改修は、統合を控え極力抑制をする。				

団体名
(病院名)

小野市民病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	北播磨地域公立病院として(西脇・三木・小野・加西・加東・多可)、圏域で輪番制に基づき対応している。小野市民病院(小児・目疾患)、三木市民病院(心疾患)、西脇市民病院(脳疾患)として、機能分担をする。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	小児医療・小児救急医療として北播磨では、当院が北播磨医療圏第2次救急小児科救急拠点病院として対応している。今後も県医療計画に添った取り組みを行う。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年4月	<内容> 小野・三木統合を目指す。平成21年1月から協議会を設置して検討する。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	<時期> 見直し時期 H23.6	
その他特記事項		<内容> 現行の公営企業法財務適用を継続する。但し、21,22年度の状況によっては、H.23.6に見直しをする。		
		有識者3名、市1名、院内8名 計12名の委員で構成する小野市民病院経営改革委員会をH20.6.11に設置。		
		小野市民病院経営改革委員会に於いて、毎年6月頃を目処に点検・評価を行う。		

2) 一般会計繰入金

1. 基本的考え

公民の適切な役割分担の下、地域において、必要な医療提供体制の確保を図る必要がある。

そのため、一般会計からの繰り入れについては、民間医療機関等の医療機能等を十分に把握し、公立病院の役割を明確にした上で、税負担という観点から、負担の考え方及び算定基準を明確にする必要がある。

一般会計から繰り入れが行われた後は、経常収支比率100%以上(経常黒字)の経営を目指すべきである。

2. 一般会計繰出基準

地方公営企業法第17条の2第1項各号並びに同法施行令附則第14項及び同法施行令第8条の5第2項第2号に基づき一般会計からの繰出基準については以下の通り定める。(経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費)

- 1) 病院の建設改良に要する経費(施行令附則第14)
 - 【趣旨】病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費である。
 - 【費目】企業債償還元金、企業債利子、建設改良費
 - 【算出基準】a 当該年度償還元金 $\times 2/3$ (平成14年度以前の着手事業分)
 当該年度償還元金 $\times 1/2$ (平成15年度以降の着手事業分)
 b 当該年度償還利子 $\times 2/3$ (平成14年度以前の着手事業分)
 当該年度償還利子 $\times 1/2$ (平成15年度以降の着手事業分)
 c 建設改良費(当該年度費用 - 起債収入額) $\times 1/2$

(2,000千円を上限)
- 2) リハビリテーション医療に要する経費(施行令第8条の五第2項第2号)
 - 【趣旨】リハビリテーション医療に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。
 - 【費目】給与費(給料手当等)、減価償却費、経費(高熱水費、消耗品費等)、材料費(診療材料費等)
 - 【算出基準】当該年度収益 - 費用 = 不足額(不足額を負担/当初予算ベース)
- 3) 小児医療に要する経費(施行令第8条の五第2項第2号)
 - 【趣旨】小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。
 - 【費目】給与費、減価償却費、経費(高熱水費、消耗品費等)、材料費(診療材料費等)
 - 【算出基準】当該年度収益 - 費用 = 不足額(不足額を負担/当初予算ベース)
- 4) 救急医療の確保に要する経費(施行令第8条の五第1項第3号)
 - 【趣旨】救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。
 - 【費目】給与費(手当等)
 - 【算出基準】当該年度収益 - 費用 = 不足額(不足額を負担/当初予算ベース)
- 5) 高度医療に要する経費(施行令第8条の五第2項第2号)
 - 【趣旨】高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。
 - 【費目】給与費、減価償却費、経費(保守点検料、高熱水費、消耗品費等)
 - 【算出基準】当該年度収益 - 費用 = 不足額(不足額を負担/当初予算ベース)
- 6) 保健衛生行政事務に要する経費(施行令第8条の五第1項第3号)
 - 【趣旨】集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。
 - 【費目】給与費(あんしん窓口従事職員分)
 - 【算出基準】当該年度収益 - 費用 = 不足額(不足額を負担/当初予算ベース)
- 7) 医師及び看護師の研究研修に要する経費(施行令第8条の五第1項第3号)
 - 【趣旨】医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。
 - 【費目】手当(医師研究手当)、研究研修費(謝金、図書費、旅費、参加負担金、研究雑費)
 - 【算出基準】当該年度医師研究手当及び研究研修経費の $1/2$ (当初予算ベース)
- 8) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費(総務省繰出基準通知)
 - 【趣旨】病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

【費目】給与費(法定福利費)

【算出基準】当該年度費用額(当初予算ベース)

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する
施行法(昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。)の施行の日における職員数に
比して著しく増加している病院 事業会計(施行法の施行日以降に事業を開始した病院
事業会計を含む。)に係る共済追加費用の負担額の一部とする。

9) 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費(総務省繰出基準通知)

【趣旨】地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎
年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すため
の経費である。

【費目】給与費(法定福利費)

【算出基準】当該年度費用額(当初予算ベース)

10) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費(総務省繰出基準通知)

【趣旨】地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する
児童手当に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

【費目】給与費(法定福利費)

【算出基準】当該年度費用額(当初予算ベース)

病院事業職員に係る次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の額とする。

ア 0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額(児童手当法附則
第6条に規定する特例給付を除く。)の10分の3

イ 3歳以上小学校第6学年終了までの児童を対象とする児童手当法附則第7
条及び附則第8条に規定する特例給付に要する額

取り組み内容

1. 経費削減・抑制対策 ()...主担当部署
 - 1) 診療材料の削減 ... 対前年5%削減 (総務課)
 - 2) 診療材料の削減 ... ジェネリック医薬品の導入 (薬局・薬事委員会)
 - 3) 診療材料の削減 ... 放射線フィルムレス化 (システム構築委員会)
 - 4) 経費(委託料)の削減 ... 対前年3%削減 (総務課)
 - 5) 経費の削減 ... 病衣の廃止 (看護部)

2. 収入増加・確保対策
 - 1) 料金収入 ... 病診連携による入院患者年間通し3人増 (地域医療室)
 - 2) 料金収入 ... 病診連携による外来患者5人/1日増 (地域医療室)
 - 3) 料金収入 ... 支払督促による未収金対策 (総務課)
 - 4) 料金収入 ... DPCのコーディングの適正化 (診療情報管理室・総務課)
 - 5) 料金収入 ... 薬剤管理指導料の増 (薬局)
 - 6) 料金収入 ... 栄養管理指導料の増 (栄養管理室)
 - 7) 料金収入 ... 診療報酬査定減対策 (総務課・保険診療対策委員会)
 - 8) 料金収入 ... 適正な入院指導 (第一診療部)
 - 9) 料金収入 ... 外来処方期間の適正化 (第一診療部)
 - 10) 料金収入 ... リハビリオーダーの増 (リハビリテーション室)
 - 11) 料金収入 ... リハビリ計画の増 (リハビリテーション室)
 - 12) 料金収入 ... 放射線フィルムレス化 (システム構築委員会)
 - 13) その他収入 ... ドックの充実 (総務課・ドッグ委員会)
 - 14) その他収入 ... 個室料金の見直し (総務課)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	3,195	3,254	3,218	3,316	3,346	3,370
	(1) 料 金 収 入	3,026	3,075	3,038	3,109	3,139	3,183
	(2) そ の 他	169	179	180	207	207	207
	うち他会計負担金	88	95	94	95	95	95
	2. 医 業 外 収 益	384	404	368	374	374	375
	(1) 他会計負担金・補助金	351	366	327	330	330	330
	(2) 国 (県) 補 助 金	12	11	9	12	12	13
	(3) そ の 他	21	27	32	32	32	32
	経 常 収 益 (A)	3,579	3,658	3,586	3,690	3,720	3,745
	入	1. 医 業 費 用 b	3,481	3,629	3,677	3,626	3,636
(1) 職 員 給 与 費 c		1,713	1,780	1,755	1,772	1,782	1,792
(2) 材 料 費		781	790	800	743	743	743
(3) 経 費		513	543	583	571	571	571
(4) 減 価 償 却 費		215	239	259	260	260	260
(5) そ の 他		259	277	280	280	280	280
2. 医 業 外 費 用		208	202	149	147	143	139
(1) 支 払 利 息		123	119	59	57	53	49
(2) そ の 他		85	83	90	90	90	90
経 常 費 用 (B)		3,689	3,831	3,826	3,773	3,779	3,785
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	110	173	240	83	59	40
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	1	-	-	-	-	-
	2. 特 別 損 失 (E)	10	8	10	10	10	10
	特別損益(D) - (E) (F)	9	8	10	10	10	10
純 損 益 (C) + (F)	119	181	250	93	69	50	
累 積 欠 損 金 (G)	953	1,134	1,384	1,515	1,584	1,634	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	2,760	2,836	2,921	3,021	3,121	3,221
	流 動 負 債 (イ)	372	514	380	400	400	400
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ)	2,388	2,322	2,541	2,621	2,721	2,821	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	17	66	219	80	100	100	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.0	95.5	93.7	97.8	98.4	98.9	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.8	89.7	87.5	91.5	92.0	92.5	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	53.6	54.7	54.5	53.4	53.3	53.2	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	-	-	-	-	-	-	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	84.6	83.3	83	83.5	84.5	85.5	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	小野市民病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	338	1,252	255	200	200	200
	2. 他 会 計 出 資 金	169	180	220	220	220	220
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金	5					
	7. そ の 他	101	1	1	1	1	1
	収 入 計 (a)	613	1,433	476	421	421	421
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	613	1,433	476	421	421	421	
支 出	1. 建 設 改 良 費	465	366	287	100	200	100
	2. 企 業 債 償 還 金	262	1,218	378	443	463	456
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他	2	2	2	1	1	1
	支 出 計 (B)	729	1,586	666	644	664	657
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	116	153	190	223	243	236	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	94	135	168	213	233	226
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	22	18	22	10	10	10
	計 (D)	116	153	190	223	243	236
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 439,000	() 461,000	() 421,000	() 425,000	() 425,000	() 425,000
資 本 的 収 支	() 169,000	() 180,000	() 220,000	() 220,000	() 220,000	() 220,000
合 計	() 608,000	() 641,000	() 641,000	() 645,000	() 645,000	() 645,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。